

第 1 0 4 回安来市議会定例会

(令和 7 年・令和 8 年)

9 月定例会議議案

(条例関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 8 3 号	安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	2
議第 8 4 号	安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
議第 8 5 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	4・5
議第 8 6 号	安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議第 8 7 号	安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	7～9

議第 8 3 号

安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部総務課

第 1 条関係（安来市役所の位置を定める条例の一部改正）

（ _____ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
（庁舎の位置） 第 2 条 安来市役所の庁舎は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 安来市役所広瀬庁舎 <u>安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1</u> （3） 〔略〕	（庁舎の位置） 第 2 条 安来市役所の庁舎は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 安来市役所広瀬庁舎 <u>安来市広瀬町広瀬 703 番地</u> （3） 〔略〕

第 2 条関係（安来市支所及び出張所設置条例の一部改正）

改 正 後	改 正 前																		
(名称、位置及び管轄区域)	(名称、位置及び管轄区域)																		
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	第2条 支所及び出張所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>安来市役所広瀬支所</td><td><u>安来市広瀬町広瀬1930番地1</u></td><td>広瀬町の全域</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	安来市役所広瀬支所	<u>安来市広瀬町広瀬1930番地1</u>	広瀬町の全域	〔略〕			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>安来市役所広瀬支所</td><td><u>安来市広瀬町広瀬703番地</u></td><td>広瀬町の全域</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	安来市役所広瀬支所	<u>安来市広瀬町広瀬703番地</u>	広瀬町の全域	〔略〕		
名称	位置	管轄区域																	
安来市役所広瀬支所	<u>安来市広瀬町広瀬1930番地1</u>	広瀬町の全域																	
〔略〕																			
名称	位置	管轄区域																	
安来市役所広瀬支所	<u>安来市広瀬町広瀬703番地</u>	広瀬町の全域																	
〔略〕																			

(_____ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
(登録資格) 第2条 地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、本市に所在する地縁団体の代表者とする。ただし、所定の手続により次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 (代理人による申請等) 第14条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている地縁団体の当該代理人は、第3条の申請を代表者等に代わって、第8条第1項若しくは第2項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、法第260条の8の規定に基づく委任の旨を証する書面を市長に提示しなければならない。	(登録資格) 第2条 地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、本市に所在する地縁団体の代表者とする。ただし、所定の手続により次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 (代理人による申請等) 第14条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている地縁団体の当該代理人は、第3条の申請を代表者等に代わって、第8条第1項若しくは第2項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、法第260条の8の規定に基づく委任の旨を証する書面を市長に提示しなければならない。

議第 8 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について 説明資料

総務部総務課

第 1 条関係（安来市監査委員条例の一部改正）

（ _____ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
（請求等による監査） 第5条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項、同条第7項、法第235条の2第2項及び<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、10日以内に監査に着手しなければならない。	（請求等による監査） 第5条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項、同条第7項、法第235条の2第2項及び<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

第 2 条関係（安来市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

（ _____ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第 3 条関係（安来市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

（ _____ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第4条関係（安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

（_____改正部分）

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第5条関係（安来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

（_____改正部分）

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

議第86号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部人事課

(改正部分)

改正後	改正前
(災害応急業務等従事手当) 第13条 〔略〕 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 〔略〕 (2) 前項第2号及び第3号の業務 <u>1,440円</u> 3 〔略〕	(災害応急業務等従事手当) 第13条 〔略〕 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 〔略〕 (2) 前項第2号及び第3号の業務 <u>1,080円</u> 3 〔略〕

議第87号

安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

上下水道部水道管理課

(_____ 改正部分)

改 正 後		改 正 前		
(料金)		(料金)		
第24条 料金 _____ は、次に定める第1号及び第2号の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額をいう。以下同じ。)を加えた額(_____ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。		第24条 料金の額は、次に定めるところにより算定した額 _____		
(1) 基本料金		(1) 基本料金		
(単位 円)		(単位 円)		
メーターの口径	金額(1箇月につき)	メーターの口径	1箇月につき	
			水量	金額
13ミリメートル	1,250	13ミリメートル	8立方メートル	1,250
20ミリメートル	1,830	20ミリメートル	8立方メートル	1,550
25ミリメートル	3,190	25ミリメートル	8立方メートル	1,900
30ミリメートル	5,030	30ミリメートル	8立方メートル	2,400
40ミリメートル	9,130	40ミリメートル	8立方メートル	3,100
50ミリメートル	16,150	50ミリメートル	8立方メートル	5,950
75ミリメートル	34,640	75ミリメートル	8立方メートル	11,800
100ミリメートル	61,900	100ミリメートル	8立方メートル	24,900

(2) 従量料金

(単位 円)

使用水量	金額(1立方メートルにつき)
8立方メートルまでのもの	75
8立方メートルを超え11立方メートルまでのもの	156
〔略〕	

2 前項の規定にかかわらず、工事、船舶その他臨時に使用するもの(以下「特殊用」という。)及び消火演習に使用する場合の金額は、次の表により

備考 基本料金の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(2) 従量料金

(単位 円)

使用水量	金額(1立方メートルにつき)
8立方メートルを超え11立方メートルまでのもの	156
〔略〕	

備考 従量料金の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(3) 工事、船舶その他臨時に使用するもの(以下「特殊用」という。)及び消火演習に使用する場合の金額は、前2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位 円)

種別	金額
特殊用	1立方メートルにつき 494
消火練習用	1箇所1回15分につき 1,855

備考 特殊用及び消火演習用の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

算出した額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(単位 円)

<u>種別</u>	<u>金額</u>
<u>特殊用</u>	1立方メートルにつき 494
<u>消化練習用</u>	1箇所1回15分につき 1,855